



# 松田町 自治基本条例（素案）

逐条解説

平成29年 月





# 目次

章	章名	条	項目	ページ
前文				
第1章	総則	第1条	目的	
		第2条	条例の位置付け	
		第3条	定義	
第2章	自治の基本理念	第4条	自治の基本理念	
第3章	まちづくりの基 本原則 (まちづくりの 基本条例)	第5条	情報共有の原則	
		第6条	参加の原則	
		第7条	協働の原則	
第4章	役割と責務	第8条	町民の役割と責務	
		第9条	事業者の役割と責務	
		第10条	議会の責務	
		第11条	議員の責務	
		第12条	町長等の責務	
		第13条	職員の責務	

第5章	行政運営	第14条	行政運営の基本	
		第15条	総合計画	
		第16条	財政運営	
		第17条	行政評価	
		第18条	説明責任及び応答責任	
		第19条	パブリックコメント	
		第20条	情報公開	
		第21条	個人情報保護	
第6章	住民投票	第22条	住民投票	
第7章	地域コミュニティ	第23条	地域コミュニティ	
第8章	国及び他の自治体との関係	第24条	国及び他の自治体との関係	
第9章	条例の実効性の担保及び見直し	第25条	自治基本条例推進委員会	
第10章	雑則	第26条	条例の見直し	
		第27条	委任	

※「子どもに関すること」及び「高齢者に関すること」



# 松田町 自治基本条例 前文

わたしたちのまち松田町は、世界遺産である富士山を望み、丹沢山系を源にする酒匂川などの清流と豊かな緑に恵まれ、古来より交通の中心として繁栄をしてきた町です。先人たちが守り続けてきた豊かな自然、培われてきた文化・芸能、育ててきた伝統や産業を後世に引き継いでいかなければなりません。

近年の少子高齢社会の到来や社会・経済環境の変化による町の人口減少や町の活力の低下は、わたしたちが改めてまちづくりのあり方について考えなおす契機となりました。これらの課題を解決していくためには、わたしたち一人ひとりが主権者であり、まちづくりの主体であることを認識し、住民、議会、行政が共に取り組み、これからのまちづくりを、みんなで考え、みんなで作りあげていくことが必要です。

わたしたちは、松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げる、うるおいのあるまち、文化の香り高いまち、活力にあふれるまち、平和に満ちた心のかよいあうまち、愛の輪が広がるまちをつくることを目指し、自らの意思と責任に基づいて、次世代を担う子供たちを育み、未来に向かって知恵を出し、語り合い、みんなで力をあわせてまちづくりを進めていきます。そして、わたしたちは、誰もが安心して安全に暮らすことができ、住んでいて幸せと感じるまち、誇りの持てるまち、おもてなしのこころをもったまちづくりを進めていきます。そのため、松田町のまちづくりの最高規範として、この松田町自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、松田町における自治の基本理念を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに町長等及び議会の役割及び責務を定め、松田町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げるまちづくりを推進します。

【解説】

○ 条例の制定目的を明確に表現したものであり、目的達成のため、まちづくりに携わる者についての基本的事項を規定しています。



(条例の位置付け)

第2条 この条例は、松田町における最高規範であり、町民、議会及び町長等は条例に定める事項を最大限に

(1) 尊重し、この条例を守り育て、次世代も引き継ぐ責務を負います。

(2) 尊重します。

2 議会及び町長等は、他の条例、規則等の制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の立案や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図らなければなりません。

【解説】

- 第1項は、この条例が町の最高規範として位置付けられており、その理念の実現に向けて、関係者が誠実に遵守しなければならないことを定めたものです。
- 第2項 議会及び町は、この条例に理念に則り町政運営を行い、施策を実行するため、条例や規則等の体系化を図らなければならないとしています。

<ペンディング事項>

「別紙1」参照

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町民とは次に掲げるものをいいます。
  - ア 住民(松田町内に住所を有する者をいう。)
  - イ 町内に存する事務所または事業所を有する個人又は団体
  - ウ 町内に存する事務所または事業所に勤務する者
  - エ 町内に存する学校等に在学する者
  - オ 町内において活動する個人または団体
- (2) 自治会 町内の一定の地域の住民による地縁に基づいて形成された団体をいいます。
- (3) 議会 松田町議会のことをいいます。
- (4) 町 普通地方公共団体としての松田町の執行機関をいいます。
- (5) 町長等 町長(水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (6) まちづくり 松田町民憲章に定める事項の実現に向けた行為をいいます。
- (7) 協働 まちづくりに関わる者が相互に対等な立場で連携・協力することをいいます。
- (8) 参画 まちづくりの企画立案から、町民自らの意思に基づき関わり活動をいいます。

【解説】

- この条例で使用する重要な用語について定義しています。

※町民の定義とは別に「子ども・高齢者」に関する規定は別途制定。

## 第2章 自治の基本理念

(自治の基本理念)

第4条 町民、議会及び町長等は、互いを尊重しながら主権者である町民の意思が活かされる町政を推進します。

~~2 町民及び町長等は、町民による自治活動を基本とした地域の個性を尊重したまちづくりを推進します。~~

【解説】

まちづくりの各主体(町民、議会及び町長等)が、町民主権に基づき町政運営を進める考え方を共有することを定めています。

<ペンディング事項>

「別紙2」参照

## 第3章 まちづくりの基本原則

### (まちづくりの基本条例)

(情報共有の原則)

第5条 町民、議会及び町長等は、みんなで力をあわせてまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とします。

2 町長等は、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する別の法令に定めるところにより適正に行わなければなりません。

ペンディング

(1) 第2項を削除して、第1項のみとする考え

(2) 第2項まで入れて、後段の条文(個人情報条文)は要らない。

【解説】

- 第1項は、力をあわせてまちづくりを実現することを目的に、「まちづくりの推進」には欠かせない情報を、提供・共有し合うことを基本原則としています。
- 第2項の個人情報の取扱いについては、保護しなければならない側面もあることから、他法令による保護規定を定めています。

第5条第1項の記載に関して、「必要な」と「情報」の間に、句点を入れるとの意見が出ており、ペンディング事項となっている。

⇒「別紙3」参照

(参加の原則)

第6条 町民は、町政に自らの意思に基づき参加をすることを原則とし、**町長等**は町民のまちづくりへの参加の機会保障するものとします。

ペンディング

○ 「より積極的に住民の参加の権利を謳うべきかどうか」について、今後の検討事項。

【解説】

「まちづくり」への町民の積極的な参画を促し、これらの参加の機会を**町長等**は保障するものとします。

(協働の原則)

第7条 町民、議会及び町長等は、**第4条**に定める理念を実現するため、相互認識のもと協働してまちづくりを進めることを原則とします。

【解説】

**第4条**で定めた理念を実現するため、相互に連携しあい、まちづくりを推進することを原則とすることを定めています。

## 第4章 役割と責務

### (町民の役割と責務)

第8条 町民は、まちづくりの担い手であることを自覚するとともに、互いを尊重して町政に参加するよう努めなければなりません。

2 町民は、町政に関する認識を深め、議会及び町長等と協働してまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。

3 町民は、町政の参加にあたっては、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つよう努めなければなりません。

4 町民は、町政運営に伴う負担を適正に負担しなければなりません。

### 【解説】

○ 本条は、町民自治（町民主権）のまちづくりを行うための町民のあり方を定めたもので、法的義務を負わずものではありません。

○ 第1項は、町民が自治の主体となるための前提として、まちづくりの担い手であることを自覚するとともに、町民がお互いの価値観を認め合い、尊重し、町政に参加するよう努めなければならないことを定めたものです。

○ 第2項は、町政に関心を持ち、認識を深めまちづくりに取り組むよう努めなければならないことを定めたものです。

○ 第3項は、町民の町政参加については、参加の原則（第6条）でその権利を保障しており、正当な理由がなくこれを妨げることは許されない一方、町民もこの権利を行使する場合は、自らの発言と行動に責任を持つという責務があることを定めたものです。

○ 第4項は、町が提供するサービスを享受するためには、応分の負担を分任する責務があることを定めたものです。「負担」とは、町民税等の税、分担金、使用料、手数料などの経済的な負担と、地域・まちづくりに対するボランティア的貢献です。「適正」としたのは、経済的、年齢的、心身の状況等のやむを得ない理由により、一部又は全部の負担を負うことが困難な町民もいることを考慮したものです。

(事業者の役割と責務)

第9条 事業者（町内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営むものをいいます。次項において同じです。）は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。

2 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、持てる資源を生かして、地域社会の発展に寄与するよう努めなければなりません。

【解説】

○ 本条は、町民自治（町民主権）のまちづくりを行うための事業者のあり方を定めたもので、法的義務を負わずものではありません。

○ 第1項は、地域社会を構成する「町民」の一員である事業者には、地域社会を構成する重要な役割を担う一員として地域活動を行うことが求められています。このような観点から、事業者には、営利を追求するだけでなく、事業者の社会的責任として、町民としての責務を担うほかに、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めなければならないことを定めたものです。

○ 第2項は、事業者は、事業活動を通じて雇用の創出、納税などによって地域社会に貢献していますが、一方、環境問題をはじめさまざまな面で地域に影響も及ぼしております。このような観点から、事業者は、健全な地域経済の持続的発展を担うとともに、雇用の確保、持てる資源を生かした地域社会の発展に寄与するよう努めなければならないことを定めたものです。なお、「持てる資源」とは、資源等の寄附、労力・技術の提供などが考えられます。



(議会の責務)

第10条 議会は、町民から選出される議員で構成される松田町の議決機関であることを認識して、町の政策形成に努め、町政運営を監視するとともに、町民の信託に応えなければなりません。

2 議会は、町民自治によるまちづくりを推進するため、審議、政策立案等に当たり、町民の意思が町政に反映されるよう努めなければなりません。

3 議会は、町民への説明責任を果たし、及び開かれた議会を運営するため、議会活動に関する情報を町民に積極的に提供するよう努めなければなりません。

【解説】

○ 第1項は、議会は地方自治法に定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定等、町政運営の重要な事項を議決する権限を有しており、議会の果たすべき責務として、政策立案機能を発揮し町の政策形成に努めるとともに、検閲・検査などを通じて町政運営を監視することを定めたものです。

○ 第2項は、議会が審議、政策立案等に当たり、自治の基本理念（第4条）にのっとり、町民の意思を町政に反映するよう努めなければならないことを定めたものです。

○ 第3項は、議会活動を町民にわかりやすく伝えることが求められており、町民に開かれた議会運営となるよう、議会は、説明責任果たし、保有する情報を町民に提供するよう努めなければならないことを定めたものです。

(議員の責務)

第11条 議員は、町民の負託に応え、前条に定める議会の責務を果たすため、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、地域の課題及び町民の意見を把握し、これを政策形成及び議会の審議に反映させるよう努めなければなりません。

【解説】

本条は、町民の代表である町議会議員について、当該議員によって構成される議事機関としての町議会の責務とは別に、議員個人として果たすべき責務を明らかにするために設けたものです。

(町長等の責務)

第12条 町長等は、自治の基本理念に基づき、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

2 町長等は、町民自治によるまちづくりを推進するため、町民の意思を把握し、町政運営に反映させるよう努めなければなりません。

【解説】

○ 第1項は、町長等(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)の責務を定めたものであり、自治の基本理念(第4条)に基づき、誠実かつ公正に職務に遂行することを定めたものです。

○ 第2項は、町民自治によるまちづくりを推進するため、地域座談会、町民意識調査などにより町民の意見を把握し、その意見を町政運営に反映するよう努めなければならないことを定めたものです。

(職員の責務)

第13条 職員は、町民の立場に立ち、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力等を身に付けるよう努めなければなりません。

【解説】

- 第1項は、職員自身が町民の一員であることを自覚し、「全体の奉仕者」として町民の視点に立ち、誠実かつ公平・公正に職務を遂行することを定めたものです。
- 第2項は、地方分権時代を迎え、町の職員には新たな能力や資質が求められることを踏まえ、職務の遂行に必要な知識の習得、能力の開発に努めなければならないことを定めたものです。

## 第5章 行政運営

(行政運営の基本)

第14条 町長等は、効率的で公正かつ透明性の高い町政運営を行わなければなりません。

【解説】

○ 本条は、町政運営を行うにあたり、最少の経費で最大の効果が上がるようするとともに、透明性の高い町政運営を進め、町民に公正な行政サービスを提供することを町政運営の基本として定めたものです。

町政運営は、限られた財源、人的資源等を有効活用し、最大の行政サービスを実現する「経営」的視点で行うことが必要です。

(総合計画)

第15条 町長等は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、効果的かつ効率的に町の施策を推進しなければなりません。

2 町長等は、総合計画の進行管理を行い、その状況を分かりやすく公表しなければなりません。

【解説】

- 総合計画も自治基本条例の精神に沿って立案・実行されることが求められます。本町においては、「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」をまちの目指す将来像として、取組みを推進しております。
- 第1項は、町長等は、総合計画を策定し、一定期間中に達成すべき目標を設定しながら、効果的かつ効率的に町の施策を推進しなければならないことを定めたものです。
- 第2項は、町長等は、総合計画に基づき、総合的で計画的な行政運営を行うとともに、その進行状況を分かりやすく公表しなければならないことを定めたものです。

(財政運営)

第16条 町長等は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。

2 町長等は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません。

【解説】

- 本条は、自立した町政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るため、予算、決算その他財務状況を公表することを定めたものです。
- 第1項は、中長期的な視点から、計画的で健全な財政運営に努めなければならないことを定めたものです。この規定に基づき、町長等は、総合計画などに基づく計画的な財政運営を行うこととなります。
- 第2項は、町長等が、町を代表して財政運営に関する情報を町民に公表し、財政運営の状況を町民に分かりやすく説明しなければならないことを定めたものです。

(行政評価)

第17条 町長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。

2 町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、施策等への反映に努めなければなりません。

【解説】

○ 本条は、町長等が町政運営の透明性を高めるために行政評価を実施し、諸施策の改善や見直しに反映させるよう努めなければならないことを定めたものです。

行政評価とは、効果的で効率的な行政運営を図るため、行政活動を一定の基準・視点(計画・実行・評価・改善[PDCA])に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法です。

(説明責任及び応答責任)

第18条 町長等は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、町民からの意見及び質問に対し、丁寧かつ適切に対応しなければなりません。

【解説】

○ 本条は、町民と町長等が情報を共有し、町民の町政への参加を推進するために、町長等は、政策の立案、実施、評価の過程において、その経過、内容、効果、政策判断について分かりやすく説明する責任があることを定めたものです。また、町民からの意見、要望、質問、苦情などに丁寧かつ適切に応答する責任があることを定めたものです。



(パブリックコメント)

第19条 町長等は、重要な計画の策定及び条例の策定等に際し、当該計画、条例の案等を公表し、広く町民の意見を聴く手続をとらなければなりません。

2 町長等は、前項の手続により提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。

【解説】

- 本条は、町民との情報共有や町民参加の促進を図るための制度の一つであるパブリックコメント（意見公募手続）について定めたものです。
- 第1項は、町政運営に係る重要な計画、条例等の策定に際して、町長等が一方的に定めるのではなく、町民の意見聴取の機会を設けなければならないことを定めたものです。
- 第2項は、第1項で規定したパブリックコメントにより提出された意見に対して、町長等の考え方の公表を義務付けるものです。

(情報公開)

第20条 町長等は、町政に関する情報を速やかに、かつ、分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。

【解説】

○ 本条は、公正で開かれた町政運営が実現されるよう、町長等が保有する情報の公開の原則を明らかにしたものです。

情報公開に関する手続等については、松田町情報公開条例において定めています。

(個人情報保護)

第21条 町長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

【解説】

○ 本条は、個人の尊厳を保つ上で、個人情報の保護が重要であることから、個人情報保護に対する町の基本的姿勢を明らかにしたものです。

個人情報保護の適正な取扱いについては、松田町個人情報保護条例において定めています。

## 第6章 住民投票

(住民投票)

第22条 町長等は、町政の重要事項について、広く町民の意思を把握する必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 町長等は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに町民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければなりません。

3 議会及び町長等は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

### 【解説】

○ 本条は、地方自治法の規定に基づき、その都度、議会の議決を経て、住民投票に関する条例を定めることによって、住民投票を実施できることを確認的に定めたものです。なお、住民投票は、間接民主主義を補完するものとして、直接、住民の意思を確認、表明するために行われるものです。

○ 第1項は、町政の重要事項について、当該重要事項ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができることを定めたものです。

○ 第2項は、情報共有の原則（第5条）に基づき、住民投票の争点を明らかにするとともに町民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならないことを定めたものです。

○ 第3項は、住民投票の結果を尊重することを定めています。憲法第93条で地方議会による間接民主主義（地方自治法第96条で議会の議決事件を規定）を謳っており、議会の議決を優先しているものと解釈し、住民投票の結果は当該審議の中で「尊重されるべきもの」と扱うこととしています。

【参考】

## 第7章 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

第23条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域コミュニティ（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会その他共通な目的を持ち、地域の安全、環境その他の課題の解決に向けて取り組む団体をいいます。次項において同じです。）をまちづくりの担い手として認識し、これを守り育てるよう努めなければなりません。

2 町長等は、地域コミュニティの役割及び自主性を尊重し、前項に規定する課題を解決するための活動を支援するよう努めなければなりません。

【解説】

○ 地域コミュニティへの参加は、町民の自主性と主体性に基づくものですが、地域コミュニティの形成は地域社会にとって大切なことであり、行政だけでは解決できない地域の多様な課題を、町民同士の自主的、主体的な活動や町と連携して解決することが、まちづくりの推進につながることから、地域コミュニティの育成・支援について定めたものです。

○ 第1項は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現、地域の特色が生かされたまちづくりを実現するために、町民は、地域コミュニティをまちづくりの担い手として認識し、守り育てていくことを定めたものです。

○ 第2項は、町長等は、そうした地域コミュニティの役割、自主性を尊重し、地域の安全、環境その他の課題を解決するための活動を支援するよう努めなければならないことを定めたものです。

※ 地域コミュニティを厳密に定義することは難しいですが、この条例では、自治会などの地域性を基盤とした地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティ(自治会、婦人会、青年会、子供会、老人会、PTA)と、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO(非営利活動団体)などのテーマ型コミュニティなどの多様な団体が含まれます。いずれもまちづくりを担う不可欠な団体だと考えています。

## 第8章 国及び他の自治体との関係

(国及び他の自治体との関係)

第24条 町は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。

2 町は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。

### 【解説】

- 第1項は、地方分権改革に伴い、国や神奈川県とは「上下・主従」の関係ではなく、「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、対等な立場で連携、協力していくことを定めたものです。
- 第2項は、自治体運営を行う上で、共通課題や町単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、他の自治体等と連携し協力をするよう努めなければならないことを定めたものです。